

まつり鳥栖 2026 出店者募集要項

1. 目的

まつり鳥栖は、「鳥栖をもっと元気に、もっと豊かにしたい」という思いのもと、市民や地域の団体・企業が力を合わせて楽しいふれあいの場をつくりあげ、鳥栖市の魅力を感じてもらうことを目的として開催します。

本目的に賛同し、まつりを盛り上げていただける出店者を募集します。

2. 開催日 令和8年9月27日(日) 12時から20時まで

3. 基本事項

- (1) 出店者は、この要綱を遵守しなければならない。
- (2) まつり鳥栖を訪れるすべての来場者等に楽しんでいただくため、安全衛生及びサービス・モラルなどについて、徹底するよう心掛けてください。
- (3) 公序良俗に反する出店は一切認めません。
- (4) 出店条件や規約等を逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。これに従わない店舗は、店舗営業中であっても即時退店・閉店を命ずることができるものとします。その際は、いかなる場合においても異議を受け付けません。さらに翌年以降の出店及び、営業補助者としても登録を認めません。

4. 出店・販売について

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないことを遵守してください。特に、商標登録など知的財産に関する違反行為は厳禁、また、産地偽装や来場者が誤解を招くような商品を扱わないでください。
- (2) 酒類を缶のまま販売する際は「酒類販売業許可書」が必要です。
- (3) 20歳未満の方へアルコール類の販売を行わないでください。
- (4) 法令及び公序良俗に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更指示、場合によって出店中止の措置をとります。〔例〕危険物(劇薬、危険ドラッグ等)、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法等
- (5) 出店申請責任者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定をしてください。必ず価格表示を行ってください。
- (6) 試食・試飲の提供は行わないでください。
- (7) 調理においては、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただくことがありますので、取扱いには十分気をつけてください。
- (8) 移動販売車は、主催者が指定した場所とします。
- (9) その他、主催者の判断により、出店商品の変更や販売中止を指示する場合があります。

5. 出店応募について

- (1) 1 申請者(社)につき1店舗のみの申請とします。複数の申込みをした場合は、そのすべてを無効とします。
- (2) 出店申請責任者は、原則、鳥栖市内に住民票を有する個人と、鳥栖市内に事業所を有する法人とします。市内の出店者を優先させていただき、余剰の小間が出た場合は、市外からの出店も可能とします。
- (3) 食品を販売する場合、取扱食品や作業内容などに関して事前に鳥栖保健福祉事務所に問い合わせ、確認をお願いします。来所の際は必ず電話予約をお願いします。
- (4) 出店申請責任者は、必要な露店の「営業許可証」が必要です。
また、公道上で出店する場合は、「道路使用許可証」が必要です。
- (5) 出店者の申請、決定は以下のとおりとします。
 - 中央公園内の申請は、先着順により受付し、決定します。
なお、受付時に小間数以上の応募が同時にあったとき、または、希望場所の申請が同時にあったときは、抽選により決定します。
 - 中央公園以外で商店街店舗に面する場所を申請する場合は、当該店舗の承諾を得たうえで申請してください。
- (6) 出店者の応募期間は、令和8年8月3日(月)から8月10日(月)までとし、受付時間は、協会事務所の営業時間内とする。ただし、初日の受付開始は、午前9時からとなります。
- (7) 出店手続きに必要な書類等は、すべて主催者が指定する期間内に「まつり鳥栖2026」実行委員会事務局(鳥栖観光コンベンション協会)に持参してください。
- (8) 提出書類 申込用紙・営業許可証コピー・免許証コピー・誓約書・ブースレイアウト

6. 出店小間について

まつり鳥栖においては、主催者が「露店出店エリア」を設定し、その区域内で下記のとおり出店小間を指定します。指定する出店区域以外の場所では、出店は認めません。出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。

なお、出店エリアは、協会事務所および協会ホームページに掲載しますので、申請前に確認してください。

万一、販売品目が隣同士で重複した場合にあっても、主催者は出店を辞退する以外苦情等は一切受け付けません。

〔露店出店エリア〕

- (1) 出店小間は、中央公園は間口3.0m×奥行3.0m、公道上は間口3.0m×奥行2.5mとします。
- (2) 出店小間以外のスペースを利用することは禁止します。
- (3) 油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボールやビニールシート等による処置を必ず行ってください。遵守いただけない店舗は、翌年以降の出店及び、営業補助

者としても登録を認めません。

- (4) 出店小間以外での資材等の保管は禁止します。
- (5) 備品及び商品の保安全管理は出店申請責任者が行ってください。盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負いません。
- (6) 当日の出店小間状況によって、緊急に必要な資材等が発生した場合でも主催者は一切の補償は致しません。

7. 店舗の運営について

- (1) 主催者が、まつり鳥栖の開催の中止、営業時間の変更または交通規制の内容を変更した場合は、主催者の指示に従ってください。
- (2) 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、出店許可条件をもとに主催者の指示を遵守して行ってください。
- (3) 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた事故に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 店舗設置及び撤収時間は厳守してください。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、まつり鳥栖の実施において特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従ってください。
- (5) 店舗の設置作業は、8時00分以降とし、設置完了は11時30分までとします。また、店舗の撤収作業は、当日20時00分以降とします。会場内への車両進入は、いかなる理由があっても11時30分から20時30分までは禁止とします。いずれも主催者の指示を遵守して行ってください。
- (6) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- (7) 拡声器、マイクなどによる宣伝及び出店小間以外での販売は禁止します。
- (8) 出店スペースでの造作は可能ですが、主催者から別途指示がある場合は撤去、変更について速やかに対応して下さい。
- (9) 店舗内や周辺での喫煙を禁止します。
- (10) 喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮してください。
- (11) 主催者が交付する出店許可証を店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。
- (12) 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例（昭和 47 年 10 月 4 日条例第 25 号。以下「火災予防条例」という。）、その他関連法令を遵守してください。

8. 出店者の責任・補償について

- (1) 出店申請責任者及び営業補助者は、鳥栖市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 1 号）に基づく警察への照会によって許可された者に限ります。
- (2) 店舗内には、責任をもって対応できる従事者を常時配置し、出店者として、ふさわしい服装、マナーで接してください。
- (3) 出店申請責任者及び営業補助者は他店舗との兼務はできません。
また、業務従事者の雇用は労働基準法等関連法令を遵守してください。
- (4) 購入者の苦情などについては、出店申請責任者自らの責任と費用をもって対応し

てください。

- (5) 食品を販売する出店申請責任者は、食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情などが発生しないように十分注意してください。伝染病疾患や化膿性疾病、下痢などの症状がある場合は、業務に携わらないでください。衛生管理、保険などについては、出店申請責任者の責任において対応してください。
- (6) 万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店申請責任者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (7) 主催者、警察、消防及び保健福祉事務所等、関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- (8) 店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保してください。
- (9) 店舗・出店商品などの管理、保護については出店申請責任者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- (10) 出店に際して生じたトラブルについては、出店申請責任者が一切の責任を負うこと
- (11) 出店申請責任者はその責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。
- (12) 禁止事項や募集要項に反する行為をはじめ主催者の指示に従わない場合は、即時出店取り消しとし、また出店に関するいかなる損害も補償いたしません。
- (13) 出店時の物品搬入・搬出は、動線も含めて主催者や警備員等の指示に必ず従ってください。なお、物品の搬入・搬出時に生じた接触事故等に関しても、主催者は一切の責任を負いません。また、その損害は出店者が全額賠償してください。
- (14) いかなる場合においても営業補償は行いません。

9. 衛生・原状回復について

- (1) 店舗でゴミ箱の設置をお願いします。飲食等により生じた来場者等からの空容器等のゴミは、各店舗で回収し、会場内のゴミコンテナに入れてください。
- (2) 食品を取り扱う出店申請責任者は、洗浄・消毒設備等、衛生面（湿度管理、十分な加熱等）に留意し、保健福祉事務所の指導に従ってください。
- (3) アルコール消毒液などを備え、提供品などを清潔に扱い、従事者の手洗いなど慣行してください。
- (4) 会場内及びその周辺の排水溝などにゴミ・油・残飯などを廃棄しないでください。
- (5) 出店申請責任者は、会場・公共施設を汚さぬよう十分に注意し、出店スペース周辺に油、飲食物による汚れが生じないようにしてください。
- (6) まつり鳥栖終了後は、出店小間内及び小間周辺の清掃をお願いします。出店スペースが汚れた場合は、出店申請責任者が責任をもって清掃してください。

- (7) 出店に必要な機材、造作等は全て出店申請責任者が負担をし、まつり鳥栖終了後、原状回復してください。

10. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除条例(平成21年佐賀県条例第13号)及び鳥栖市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続きに積極的に協力してください。
- (2) 出店申請責任者及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員
 - ② 同一生計者に暴力団員がいる者
 - ③ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ④ 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (3) 出店に関する金銭の要求を受けた場合はこれに応じず、速やかに主催者並びに警察に届け出ること

11. 使用機器について

- (1) 出店申請責任者は、火災予防条例の規定を遵守し、店舗に必ず1本以上の規定に合った使用期限内の業務用消火器10型以上を設置してください。また、火災発生に備え消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱方法を習熟しておいてください。なお、消火器は使用済、安全栓の脱落・固定、本体の腐食または破損がないかを事前に確認したうえで、使用可能なものを設置してください。
- (2) カセットボンベ式コンロの使用時は、コンロより大きな鉄板やなべなどの使用や、2台以上並べて使用しないでください。
- (3) ガスホースはガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- (4) プロパンガスを使用する場合は、直接日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないようきっちりと固定してください。その他、液化石油ガスの保全の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)を遵守するようにしてください。
- (5) 店舗内で使用する機器は、防火防災材を使用してください。

12. 出店料及び営業補償の考え方

- (1) 主催者の責めに帰さない事由(気象状況、会場状況、地震等の災害の発生、開催

を妨害する行為など)により、主催者が開催を中止した場合は、出店料の内2千円を返金します。

- (2) 主催者の責めに帰さない事由(気象状況、会場状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など)により、開催時間の変更をした場合等、出店料は返金しません。また、出店に関する損害も補償しません。
- (3) 来場者の減少等、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償は一切行いません。また営業物品その他の買取なども一切行いません。
- (4) 禁止事項をはじめ募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時退店・閉店となる場合がありますが、出店料は返金しません。また出店に関する損害も補償いたしません。
- (5) その他、出店申請責任者の事情によるキャンセル時において、出店料の返金は一切行いません。

13. その他

- (1) 本募集要項において、補足の必要が生じた場合は、鳥栖観光コンベンション協会ホームページに適宜掲載します。また、出店説明会等が、気象状況及び災害等の影響で日程変更や開催できない場合、同様にホームページに掲載します。
- (2) まつり鳥栖当日も含め、申込み後は出店申請責任者の変更はできません。いかなる事情がある場合でも出店辞退とさせていただきます。
- (3) 募集要項を精読し、内容すべてを了承できる方のみ出店を認めます。
- (4) その他、重大な疑義が生じた場合は主催者において変更することがあります。